仕様書等に関する質問及び回答

入札番号	電－５	件　　名	和歌山市東部コミュニティセンターほか６施設で使用する電力の調達

担当（回答）課	教育委員会　教育学習部　生涯学習課

No.	質　　問　　事　　項	回　　答　　事　　項
1	契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。	契約書第１０条のとおり、燃料費調整額を加算した金額を請求することとしていますので、燃料費調整のない固定プランでの契約はできません。
2	「入札金額算定において、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しない。」とありますが、市場価格調整額についても入札価格には含めないとの認識でよろしいでしょうか。	市場価格調整額についても入札価格には含めないです。
3	契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれております。託送料金等の改定が行われた際、本契約における電気料金の見直し（単価変更）が行われることをご了承ください。	契約書案第２条第２項の規定のとおり、甲乙協議の上、決定いたします。
4	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承いただけますか。	了承します。
5	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電力の契約に影響するような工事の予定はありません。
6	ＳＷ切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	各施設の現在の電力供給会社は「ゼロワットパワー株式会社」です。

7	当該案件の施設の中に予備電源もしくは予備線に該当する施設はございますか。	ありません。
8	計量日は毎月１日でしょうか。	計量日は次のとおりです。 東部コミュニティセンター　１９日 河南コミュニティセンター　　９日 河西コミュニティセンター　１６日 河北コミュニティセンター　　８日 中央コミュニティセンター　　４日 さんさんセンター紀の川　　２２日 南コミュニティセンター　　１７日
9	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはＷＥＢ上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くことになりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（３０分データ）の提供は、ＷＥＢからのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願いします。）	請求書は契約書印押印の上、 紙請求書が必要となります。
10	対象施設内で入居されているテナント様から個別（分割）での入金等は発生いたしますか。 また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。	施設内で個別の入金はありません。 また、個別の請求書は必要ありません。
11	契約書の内容については落札後、加筆・修正等の協議は可能でしょうか。	できません。
12	第４条（権利義務の譲渡等の禁止） 下記文言の修正をお願いできますでしょうか。 ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。 この後に➡ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の４に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合 この限りではない。	契約書の内容変更はできません。
13	第８条（検査）第１０条（料金の算定方法及び請求） 記載では「検査後、請求」となっておりますが、 実際の業務では計量日の午前０時に自動計量され、毎月第４営業日もしくは１６日+３営業日後を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。	了承します。

14	第２２条（疑義等の決定） 定めのない事項に付き協議を行う際に 『乙の電力需給約款参照の上』に修正をお願いできますか。	契約書の内容変更はできません。
15	第〇条（契約電力） 契約電力についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 １　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前１１月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。 ２　最大需要電力が５００ｋW以上となった場合は、最大需要電力等をもとに契約電力を甲乙の協議により定めることとする。 ３　２において定めた契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。	仕様書Ⅱ２（１）のとおりです。 契約書の内容変更はできません。
16	第〇条（違約金・・） 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第２条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の １００分の１０に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』	契約書の内容変更はできません。